



平成 21 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社メディビックグループ
代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘
(コード番号2369:東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 門井 豊
(Tel: 03 - 6744 - 2882)

**株式会社モンスター・ナインによる
当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ**

当社は、平成 21 年 11 月 19 日開催の取締役会において、株式会社モンスター・ナイン(以下、「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)について賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社モンスター・ナイン
(2) 所 在 地	東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号 渋谷インフォスタワー18 階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 樋口 潮
(4) 事 業 内 容	1. テレビ番組の企画、制作 2. デジタルコンテンツの企画、制作 3. インターネットを媒体としたコンテンツ配信 4. ソフトウェアの企画、開発、制作 5. 各種イベント・アトラクションの企画、制作、運営及び管理 6. スポーツに関する興行の企画、実施 7. スポーツ選手のマネージメント業務 8. 飲食店の経営
(5) 資 本 金	10,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	平成 17 年 2 月 9 日
(7) 大株主及び持株比率	樋口 潮 (100.0%)
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

２．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（１）意見の内容

当社は、平成 21 年 11 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同すること、並びに本公開買付けの買付価格の妥当性及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。

なお、当社の筆頭株主であるジェネレーション・ジャパン・マスター・ファンド（ケイマン）エル・ピー（以下「ジェネレーション・ジャパン」といいます。）は、下記３のとおり、公開買付者に対し、その保有する当社普通株式の全部につき本公開買付けに応募することを約する旨の覚書を提出していると聞いております。したがって、当社の取締役であるジョン・フーはジェネレーション・ジャパンの投資アドバイザーであるジェネレーション・グループ株式会社の代表取締役を兼任しており、マイケル・チャンは同ジェネレーション・グループ株式会社の従業員であることから、利益相反回避のため、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

（２）意見の根拠及び理由

当社は、個人の体質に合わせて副作用の少なく効果の高い薬を処方できるテーラーメイド創薬の実現を目指し、医薬品開発や研究などを行う製薬企業や研究機関などに対し、個別化医療やテーラーメイド創薬を推進するサービスや製品を提供しております。具体的には、バイオマーカー創薬支援事業として、PGx 試験支援サービス、情報処理システム開発、及び RNA 増幅試薬の販売等、基盤技術である PGx 技術に関連する事業を推進しております。また、テーラーメイド健康管理支援事業においては、医療機関と連携して提供する、疾病予防・健康管理を目的とした DNA プライベートバンクサービスを行っております。このサービスは遺伝子検査で『体質』を分析し、健康状態、医薬品の有効性、副作用の予想、病気のなりやすさの予測といった『体質』に合わせたフォローアッププログラムを提案し、継続的に健康をサポートすることを目的としております。このサービスの利用者は、『体質』を理解することでより効果的なセルフチェックやセルフケアをすることが可能となり、安心して健康な生活を送ることが望めます。

一方、公開買付者は、テレビ番組の企画・制作、デジタルコンテンツの企画・制作、インターネットを媒体としたコンテンツの配信、ソフトウェアの企画・開発・制作、各種イベント・アトラクションの企画・制作・運営・管理などを事業目的として活動しており、現在までに『SASUKE』『KUNOICHI』『スポーツマン No.1 決定戦』『バイキング』等のスポーツエンターテインメント系の番組企画・制作、人物情報バラエティ番組『ソロモン流』の企画・制作、日本初のスポーツテーマパークである『マッスルパーク』の企画・運営を行っております。

当社は、平成 21 年 2 月 20 日に発表している「メディビックグループ事業再生プラン 2009」に基づき、各事業部門の強化を図るため、業務提携先の模索をいたしております。そして、平成 21 年 5 月頃、当社の展開するテラーメイド健康管理支援事業における DNA プライベートバンクサービス及び当社の有する DNA 関連技術・情報と公開買付者の有する総合スポーツビジネス及びエンターテインメント事業との親和性が高いという観点から、当社と公開買付者は業務提携についての可能性の検討を行っております。

こうした折、当社の筆頭株主で、普通株式の総株主の議決権の 38.02%（67,000 株）（小数点以下第三位を四捨五入）を保有しているジェネレーション・ジャパンから公開買付者に対して、投資方針の変更に伴い当社普通株式について売却の打診があり、公開買付者は当社との間の業務提携を企図するにあたり当社と緊密な資本関係を構築することは有益であると考え、ジェネレーション・ジャパンから株式を取得することを決定いたしました。本公開買付けは、公開買付者がジェネレーション・ジャパン保有株式を取得することを目的としてなされるものであり、下記 3 のとおり、ジェネレーション・ジャパンは本公開買付けに応募することを予定しております。

公開買付者は、当社に対し取締役を派遣し、新規事業の取組みの強化とモニタリング等によるガバナンスの強化を行い、さらには資金支援等を行うことを検討しております。また、当社が平成 21 年 2 月 20 日に発表している「メディビックグループ事業再生プラン 2009」については、おおむねこれを支持する方針でありますので、当社の企業価値向上につながるものと思料します。

以上のことから、当社は、本公開買付けは、当社の経営基盤の安定、企業価値向上につながるものと判断し、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

なお、本公開買付価格は、公開買付者と公開買付者への株式の譲渡を希望するジェネレーション・ジャパンとの間の交渉により決定されたものであり、当社は第三者算定機関に株式評価を依頼しておらず、本公開買付価格は必ずしも当社に係る公正な株式価値を反映したものではない可能性があります。そのため当社は、上記のとおり本件公開買付けは当社の企業価値の向上にとって有益であると判断し、本公開買付けには賛同するものの、本公開買付けの買付価格の妥当性及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様に判断を委ねることと致しました。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の株式は株式会社東京証券取引所東証マザーズに上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株式数に上限が設定されているため、本公開買付けが成立した場合でも当社の株式の上場は引き続き維持される見込みです。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社取締役のうちジョン・フーは、公開買付者に対しその保有する当社普通株式の全部につき本公開買付けに応募することを約する旨の覚書を提出しているジェネレーション・ジャパンの投資アドバイザーであるジェネレーション・グループ株式会社の代表取締役を兼任しており、マイケル・チャンは同ジェネレーション・グループ株式会社の従業員であることから、利益相反回避のため、本公開買付けに係る取締役会の審議及び決議には参加していません。

3 . 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社の筆頭株主であるジェネレーション・ジャパンは、公開買付者に対し、その保有する当社普通株式の全部(67,000 株) について本公開買付けに応募すること、本公開買付け成立後に当社の取締役であるジョン・フー及びマイケル・チャンをして当社の臨時株主総会を開催させ、同臨時株主総会終了時をもって取締役を辞任させること、並びに 本公開買付けに応募をしなかった場合には、本公開買付けに関する一定の費用を賠償することを約する旨の覚書を提出していると聞いております。

また、当社の取締役であるジョン・フー及びマイケル・チャンは同覚書に同意する旨の署名をしているとのことです。

4 . 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5 . 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6 . 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7．公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8．今後の見通し

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、最大で当社の議決権の 39.72%（小数点以下第三位を四捨五入）を取得することになり、当社は公開買付者の関連会社となります。公開買付者は、当社に対し取締役を派遣し、新規事業の取組みの強化とモニタリング等によるガバナンスの強化を行うことを検討しております。また、公開買付者は当社への資金支援等を検討しておりますが、時期・方法・金額等については本公開買付け終了後に当社と公開買付者で協議を行って決定する予定です。

公開買付者は、当社が平成 21 年 2 月 20 日に発表している「メディビックグループ事業再生プラン 2009」についてはこれを支持する方針ですが、投資/育成事業については積極化の姿勢について見直しの提案を行う予定です。ただし、資産のキャッシュ化については支持する方針であるとのことです。

当社と公開買付者は本公開買付け終了後、現在のテラーメイド健康管理支援事業の拡大だけでなく、より広範な方々に DNA 情報を利用した安心で豊かな生活を提供できるよう、業務提携等の方法により新規サービスの展開と DNA 情報の普及を行うことを検討しております。

以 上

（参考）公開買付者による「株式会社メディビックグループの普通株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ」を添付しております。

平成 21 年 11 月 19 日

各 位

東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号渋谷インフォスター18 階

株式会社モンスター・ナイン

代表取締役 CEO 樋口 潮

株式会社メディビックグループの普通株式に対する
公開買付け開始に関するお知らせ

株式会社モンスター・ナイン（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社メディビックグループ（コード番号：2369 東京証券取引所マザーズ、以下、「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの背景

公開買付者は、テレビ番組の企画・制作、デジタルコンテンツの企画・制作、インターネットを媒体としたコンテンツの配信、ソフトウェアの企画・開発・制作、各種イベント・アトラクションの企画・制作・運営・管理などを事業目的として活動しており、現在までに『SASUKE』『KUNOICHI』『スポーツマン No.1 決定戦』『バイキング』等のスポーツエンターテイメント系の番組企画・制作、人物情報バラエティ番組『ソロモン流』の企画・制作、日本初のスポーツテーマパークである『マッスルパーク』の企画・運営を行っております。

対象者は、テラーメイド健康管理支援事業において、医療機関と連携して提供する、疾病予防・健康管理を目的とした DNA プライベートバンクサービスを行っております。このサービスは遺伝子検査で『体質』を分析し、健康状態、医薬品の有効性、副作用の予想、病気のなりやすさの予測といった『体質』に合わせたフォローアッププログラムを提案し、継続的に健康をサポートすることを目的としております。このサービスの利用者は、『体質』を理解することでより効果的なセルフチェックやセルフケアをすることが可能となり、安心して健康な生活を送ることが望めます。

公開買付者は、自社の有する総合スポーツビジネス及びエンターテイメント事業と対象者の展開するテラーメイド健康管理支援事業における DNA プライベートバンクサービス及び対象者の有する DNA 関連技術・情報が親和性が高いということに着目し、対象者との業務提携についての可能性の検討を行っております。

その折に、公開買付者は、対象者の筆頭株主であるジェネレーション・ジャパン・マスター・ファンド（ケイマン）、エルビー（以下「ジェネレーション・ジャパン」といいます。）からジェネレーション・ジャパンの保有する対象者普通株式の売却を打診され、公開買付者としても対象者との間の業務提携を企図するにあたり対象者と緊密な資本関係を構築することは有益であると考え、ジェネレーション・ジャパンから株式を取得することといたしました。

本公開買付けは、公開買付者がジェネレーション・ジャパンの保有する対象者普通株式の全部（67,000 株）を取得した場合、公開買付者の買付け等の後における対象者の株券等に係る株券等所有割合が 3 分の 1 を超える場合に該当することになるため、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 2 第 1 項第 2 号の要求するところに従い、実施されるものです。

対象者は、平成 21 年 11 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同すること、並びに本公開買付けの買付価格の妥当性及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。なお、対象者の取締役であるジョン・フー氏はジェネレーション・ジャパンの投資アドバイザーであるジェネレーション・グループ株式会社の代表取締役を兼任しており、マイケル・チャン氏は同ジェネレーション・グループ株式会社の従業員であることから、利益相反回避のため、本公開買付けに関する対象者の取締役会の審議及び決議には参加していません。

(2) 本公開買付けに関する合意等

ジェネレーション・ジャパンは、公開買付者に対し、①その保有する対象者普通株式の全部（67,000株）について本公開買付けに応募すること、②本公開買付け成立後に対象者の取締役であるジョン・フー氏及びマイケル・チャン氏をして対象者の臨時株主総会を開催させ、同臨時株主総会終了時をもって取締役を辞任させること、並びに③本公開買付けに応募をしなかった場合には、本公開買付けに関する一定の費用を賠償することを約する旨の覚書を提出しています。

(3) 本公開買付け後の経営方針等

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、最大で対象者の議決権の39.72%（小数点以下第三位を四捨五入）を取得することになり、対象者は公開買付者の関連会社となります。公開買付者は、対象者に対し取締役を派遣し、新規事業の取組みの強化とモニタリング等によるガバナンスの強化を行うことを検討しております。また、公開買付者は対象者への資金支援等を検討しておりますが、時期・方法・金額等については本公開買付け終了後に公開買付者と対象者で協議を行って決定する予定です。

対象者が平成21年2月20日に発表している「メディビックグループ事業再生プラン2009」についてはこれを支持する方針ですが、投資/育成事業については積極化の姿勢について見直しの提案を行ってまいります。ただし、資産のキャッシュ化については支持する方針です。

公開買付者と対象者は本公開買付け終了後、現在のテラーメイド健康管理支援事業の拡大だけでなく、より広範な方々にDNA情報を利用した安心で豊かな生活を提供できるよう、業務提携等の方法により新規サービスの展開とDNA情報の普及を行うことを検討しております。

(4) 上場廃止となる見込みについて

公開買付者は、本公開買付けの買付予定数の上限を70,000株としており、本公開買付け後の公開買付者の保有割合は最大で対象者の総株主の議決権の39.72%（小数点以下第三位を四捨五入）にとどまる予定です。従って、本公開買付け成立後も、対象者の普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における上場は維持される見込みです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社メディビックグループ		
② 本店所在地	東京都港区西新橋二丁目 11 番 6 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 橋本 康弘		
④ 事業内容	バイオマーカー創薬支援事業 テラーメイド健康管理支援事業 創薬事業		
⑤ 資本金の額	20 億 5,839 万円（平成 21 年 9 月 30 日現在）		
⑥ 設立年月日	平成 12 年 2 月 17 日		
⑦ 大株主及び持株比率 （平成 21 年 6 月 30 日現在）	ジェネレーションジャパンマスターファンドケイマンエルピー （常代 シティバンク銀行株式会社）		38.01%
	橋本 康弘		12.61%
	泉 辰男		1.23%
	岡田 興則		1.02%
	藤井 衛		0.95%
	ビーエヌピー パリバ ロンドンランチ フォー ビーエヌピー ピーピービー エボトック（常代 香港上海銀行 東京支店）		0.81%
	竹野 健一		0.64%
	小餅 良介		0.62%
	青柳 満喜		0.56%
	シービーホンコンコリアセキュリティーズデポジットリーエトレード （常代 シティバンク銀行株式会社）		0.53%

⑧ 公開買付者と当社の関係等	資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(注) 上記「⑦ 大株主及び持株比率」については、対象者の第10期第2四半期報告書（平成21年8月14日提出）より引用して作成しております。なお、対象者は平成21年11月13日に第10期第3四半期報告書を提出しておりますが、同四半期報告書によると、対象者は、第10期第3四半期会計期間において、大株主の異動を把握していないとのことです。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年11月20日（金曜日）から平成21年12月21日（月曜日）まで（21営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成22年1月8日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき、金7,000円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けの主たる目的が対象者の筆頭株主であるジェネレーション・ジャパンが保有する対象者株式を取得することであることに鑑み、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格については、公開買付者とジェネレーション・ジャパンとの協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格をもって本公開買付けの買付価格とする方針といたしました。

当該方針のもと、対象者株式の取引が一般的に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付けにおける買付価格においても、対象者株式の市場価格を最優先に検討することにいたしました。そして、公開買付者がジェネレーション・ジャパンと対象者株式の取得について協議を開始した時期（平成21年5月）から平成21年10月23日までの市場価格の推移、株式市場における取引状況、及び対象者株式の日々の売買高に比べ大量の株式を一括して取引することによるディスカウント要因を考慮に入れて協議・交渉した結果、本公開買付けにおける買付価格を7,000円とすることに合意いたしました。

本公開買付価格を前提として、ジェネレーション・ジャパンは平成21年10月23日付で、公開買付者に対し、ジェネレーション・ジャパンが保有する対象者普通株式の全部（67,000株）について本公開買付けに応募することを約する旨の覚書を提出しています。

なお、公開買付者とジェネレーション・ジャパンが協議を開始した平成21年5月から平成21年11月19日までの東証マザーズ市場における対象者の普通株式の価格推移は、当該期間の高値は12,000円、安値は5,620円となっており、平成21年11月19日における終値は6,000円となっております。また、本公開買付けの買付価格である7,000円は、本公開買付けの公表日である平成21年11月19日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値7,196円に対して約2.72%、平成21年11月19日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値7,992円に対して約12.41%、平成21年11月19日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値8,475円に対して約17.40%ディスカウントした価格となります。一方で、同買付価格は、平成21年11月19日の対象者の普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値6,000円に対して約16.67%のプ

レミアムを加えた価格となります。（上記の終値の単純平均値は小数点以下第一位を、また、プレミアム及びディスカウントの値は小数点以下第三位を、それぞれ四捨五入しております。）

② 算定の経緯

平成 21 年 5 月頃、公開買付者と対象者が業務提携の可能性の検討を行っていた折に、対象者の筆頭株主で、普通株式の総株主の議決権の 38.02%（67,000 株）（小数点以下第三位を四捨五入）を保有しているジェネレーション・ジャパンより、対象者普通株式について売却の打診がありました。

公開買付者としても、対象者との間の業務提携を企図するにあたり対象者と緊密な資本関係を構築することは有益であると考えたことから、ジェネレーション・ジャパンから株式を取得することといたしました。

そこで、平成 21 年 5 月頃より、取得する株式の数、株価についてジェネレーション・ジャパンと協議を行ってまいりましたが、平成 21 年 10 月 23 日にジェネレーション・ジャパンの保有する全ての株式（67,000 株）について 7,000 円をもって買付価格とした買付けを行うことについてジェネレーション・ジャパンとの間で合意に至りました。

本公開買付けは、公開買付者がジェネレーション・ジャパンの保有する対象者普通株式の全部（67,000 株）を取得した場合、公開買付者の買付け等における対象者の株券等に係る株券等所有割合が 3 分の 1 を超える場合に該当することになるため、法第 27 条の 2 第 1 項第 2 号の要求するところに従い、実施されるものです。

本公開買付けにあたり、ジェネレーション・ジャパンは平成 21 年 10 月 23 日付で、公開買付者に対し、その保有する対象者普通株式の全部（67,000 株）について本公開買付けに応募することを約する旨の覚書を提出しています。

本公開買付価格の算定にあたっては、第三者算定機関からの評価書又は意見書等は取得されておられません。

対象者には、平成 21 年 11 月 19 日の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議していただいておりますが、本公開買付価格の妥当性については意見をいただいております。具体的には、対象者から平成 21 年 11 月 19 日付で「本公開買付価格は、公開買付者と公開買付者への株式の譲渡を希望するジェネレーション・ジャパンとの間の交渉により決定されたものであり、当社は第三者算定機関に株式評価を依頼しておらず、本公開買付価格は必ずしも当社に係る公正な株式価値を反映したものではない可能性があります。そのため当社は、上記のとおり本件公開買付けは当社の企業価値の向上にとって有益であると判断し、本公開買付けには賛同するものの、本公開買付けの買付価格の妥当性及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断を委ねることと致しました。」との意見が公表されております。

なお、対象者の取締役であるジョン・フー氏はジェネレーション・ジャパンの投資アドバイザーであるジェネレーション・グループ株式会社の代表取締役を兼任しており、マイケル・チャン氏は同ジェネレーション・グループ株式会社の従業員であることから、利益相反回避のため、本公開買付けに関する対象者の取締役会の審議及び決議には参加していません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
67,000（株）	67,000（株）	70,000（株）

（注 1） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（67,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

（注 2） 応募株券等の総数が買付予定数の上限（70,000 株）を超えときは、その超える部分の買付けを行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等にかかる受渡しその他の決済を行います。

（注 3） 公開買付期間末日までに対象者の新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 ー%）
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 ー%）
買付予定の株券等に係る 議決権の数	67,000 個	（買付け等後における株券等所有割合 38.02%）
対象者の総株主等の議決権の数	176,242 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第10期第3四半期報告書（平成21年11月13日提出）に記載された平成21年6月30日現在の総株主の議決権の数です。
- (注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 469百万円

- (注) 買付代金には、買付け予定数(67,000株)に1株当たりの買付価格(7,000円)を乗じた金額を記載しております。本公開買付けにおける買付予定数の上限は70,000株となっており、買付予定数の上限まで買付けた場合の買付代金は490,000,000円となります。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

- ② 決済の開始日

平成21年12月25日（金曜日）

- (注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成22年1月15日（金曜日）となります。

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

- ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(67,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(70,000株)を超えるときは、その超える部分の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1株未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限に満たないときは、買付予定の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株（追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定の上限を超えることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定の上限を超えるときは、買付予定の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株（あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の株数の部分がある場合は当該1株未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定の上限を下回ることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引き下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至

交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 11 月 20 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

藍澤証券株式会社

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 対象者における賛同決議

対象者は、平成 21 年 11 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同すること、並びに本公開買付けの買付価格の妥当性及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。なお、対象者の取締役であるジョン・フー氏はジェネレーション・ジャパンの投資アドバイザーであるジェネレーション・グループ株式会社の代表取締役を兼任しており、マイケル・チャン氏は同ジェネレーション・グループ株式会社の従業員であることから、利益相反回避のため、本公開買付けに関する対象者の取締役会の審議及び決議には参加していません。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

対象者の取締役であるジョン・フー氏及びマイケル・チャン氏は、ジェネレーション・ジャパンが公開買付者に平成 21 年 10 月 23 日付で提出した、①その保有する対象者普通株式の全部（67,000 株）について本公開買付けに応募すること、②本公開買付け成立後に対象者の取締役であるジョン・フー氏及びマイケル・チャン氏をして対象者の臨時株主総会を開催させ同臨時株主総会終了時をもって取締役を辞任させること、並びに③本公開買付けに応募をしなかった場合には、本公開買付けに関する一定の費用を賠償することをを約する旨の覚書に、同意する旨の署名をしております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者の平成 21 年 11 月 12 日付「平成 21 年 12 月期 第 3 四半期決算短信」によれば、対象者における同期（平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日）の業績内容及び業績予想は以下のとおりです。なお、以下の内容は、対象者が公表した内容の一部を抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては当該公表の内容をご参照ください。

i) 連結経営成績（累計）

会計期間	平成 21 年 12 月期第 3 四半期
売上高	207 百万円
営業損失	542 百万円
経常損失	540 百万円
四半期純損失	525 百万円
1 株当たり四半期純損失	2,984.06 円

ii) 平成 21 年 12 月期連結業績予想（平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1 株当たり当 期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円銭
通期	300	△25. 5	△738	－	△737	－	△733	－	△4, 158. 86

以 上